

高額療養費制度の見直しについて <2026年8月1日施行>

高額療養費制度の見直しで自己負担は増加へ

家計に対する医療費の自己負担が過重なものとならないよう、医療機関や薬局の窓口で支払う医療費が上限額を超えた場合、その超えた額を支給する「高額療養費制度」。「健康保険法等の一部を改正する法律案」が2026年5月29日に成立し、2026年8月から高額療養費制度の自己負担限度額が見直されます。

金額や基準事項等は、厚生労働省の資料から抜粋して掲載しておりますので、詳細は原文をご確認いただきますようお願い申し上げます。また、厚生労働省のHPは適時更新されておりますので、最新の情報をご確認ください。

参考情報：厚生労働省 高額療養費制度を利用される皆さまへ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuhoken/juuyou/kougakuiryou/index.html

高額療養費制度の主な見直しポイント

自己負担額の増加

2026年8月からは現行の所得区分を維持したまま、月額上限の自己負担限度額が引き上げられる。全所得区分で約4～7%引き上げられるため、高額療養費として支給される額が減少し、実質的な自己負担額は増加する。

「年間上限」の新設

今回の見直しでは、「年間上限」が新設された。これにより、毎月の医療費が多数回該当の対象とならない場合でも、毎年8月から翌年7月までの1年間の自己負担額の累計が年間上限額に達した後は、それ以上の医療費の支払いは不要となる。

多数回該当の据え置き

多数回該当とは、直近12カ月のうち高額療養費の支給対象となった月が3回以上ある場合に、4回目以降の自己負担限度額が引き下げられる制度。今回の見直しでは、多数回該当の自己負担限度額は据え置かれた。

2カ年にわたる段階的な自己負担額の引き上げ

自己負担額の引き上げは、2026年、2027年の8月に2段階で行われる。2027年8月からは所得区分の見直しも実施され、「住民税非課税区分」（以下、非課税世帯）を除く課税世帯は4つの所得区分から、さらに各3区分に細分化される。また、月額上限の自己負担額は最大で約38%引き上げられる。

目 低所得者への配慮

1. 非課税世帯ラインを若干上回る年収層である「年収200万円未満」の世帯について、2027年から多数回該当の自己負担限度額を引き下げる。
2. 外来特例の限度額引き上げについて、非課税世帯に外来の年間上限を導入し、年間の最大自己負担額（12カ月間にわたり最大額を負担する場合の負担額）について現行水準を維持する。

見直し前後・年度段階別の自己負担限度額一覧表

<> 内の額は多数回該当の場合

所得区分に応じた段階的引き上げと2027年8月施行の「所得区分細分化」への流れ

所得区分	2026年7月までの 上限（月額）	2026年8月からの上限		2027年8月からの上限	
		月額上限	年間上限	月額上限	年間上限
約1650万円～	25万2600円+1% <14万100円>	27万300円+1% <14万100円>	168万円	34万2000円+1% <14万100円>	168万円
約1410～約1650万円				30万3000円+1% <14万100円>	
約1160～約1410万円				27万300円+1% <14万100円>	
約1040～約1160万円	16万7400円+1% <9万3000円>	17万9100円+1% <9万3000円>	111万円	20万9400円+1% <9万3000円>	111万円
約950～約1040万円				19万4400円+1% <9万3000円>	
約770～約950万円				17万9100円+1% <9万3000円>	
約650～約770万円	8万100円+1% <4万4400円>	8万5800円+1% <4万4400円>	53万円	11万400円+1% <4万4400円>	53万円
約510～約650万円				9万8100円+1% <4万4400円>	
約370～約510万円				8万5800円+1% <4万4400円>	
約260～約370万円	5万7600円 <4万4400円>	6万1500円 <4万4400円>	53万円	6万9600円 <4万4400円>	53万円
約200～約260万円				6万5400円 <4万4400円>	
～約200万円				6万1500円 <3万4500円>	41万円
非課税（70歳未満）	3万5400円 <2万4600円>	3万6900円 <2万4600円>	29万円	3万6900円 <2万4600円>	29万円
非課税Ⅱ（70歳以上）	2万4600円	2万5700円 <2万4600円>	29万円	2万5700円 <2万4600円>	29万円
非課税Ⅰ 一定所得以下 （70歳以上）	1万5000円	1万5700円	18万円	1万5700円	18万円

70歳以上の外来特例は2026年と2027年で、それぞれ引き上げ

所得区分	2026年7月までの上限	2026年8月からの上限	2027年8月からの上限
	外来特例 （70歳以上）	外来特例 （70歳以上）	外来特例 （70歳以上）
約260～約370万円	1万8000円 （年14.4万円）	2万2000円 （年21.6万円）	2万8000円 （年21.6万円）
約200～約260万円			2万8000円 （年21.6万円）
～約200万円			2万2000円 （年21.6万円）
非課税Ⅱ（70歳以上）	8000円	1万1000円 （年9.6万円）	1万3000円 （年9.6万円）
非課税Ⅰ 一定所得以下 （70歳以上）	8000円	8000円	8000円

厚生労働省「高額療養費制度の見直しについて（令和8年8月診療分から）」を基に作成
<https://www.mhlw.go.jp/content/001715427.pdf>

発行：日本ジェネリック株式会社 制作・編集：兼松ウェルネス株式会社

 日本ジェネリック株式会社

製品情報は弊社医療関係者向けホームページでご確認ください。
<https://medical.nihon-generic.co.jp/>



2026年7月作成
 JGCON03-202608-01-00-JG

お客さま相談室 0120-893-170

日本ジェネリック 医療

検索